

石川県公報

平成 29 年 4 月 19 日 (水曜日)

号 外

(第 34 号)

目 次

- 人事委員会
○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

1

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月十九日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第三号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二医療職給料表(二)の項中「スポーツ健康課」を「保健体育課」に改める。

別表第十知事の事務部局の部本庁の項中

課 参 事	五 種
室 次 長	
分 室 長	

を

課 参 事	五 種
室 次 長	
分 室 長	
知事室政策調整担当課長	

に改め、同部自治研修センターの項を次のように改

める。

自治研修センター	所 長	一 種
	主 任 教 授	三 種
	次 長	
	教 授	
准 教 授	五 種	

別表第十知事の事務部局の部消費生活支援センターの項を削り、同部保健福祉センターの項中

部 次 長	五 種
地域センター所長	
地域センター次長	
総務課長	
管理課長	
生活環境課担当課長	

を

部 次 長	五 種
地域センター所長	
地域センター次長	
総務課長	
管理課長	
生活環境課担当課長	
地域センター担当課長	

に改め、同部白山自然保護センターの項の次に次の

ように加える。

消費生活支援センター	所 長	二 種
	次 長	五 種

別表第十知事の事務部局の部農林総合研究センターの項中

部長(管理部長及び総合研究部長を除く。)	五 種
中央普及支援センター長	
石川ウッドセンター所長	
室 長	
主任研究員	

を

部長(管理部長及び総合研究部長を除く。)	五 種
中央普及支援センター長	
石川ウッドセンター所長	
室 長	
主任研究員	
砂丘地農業研究センター担当課長	

に改め、同表教育委員会の部事務局の項中

課 長	三 種
教員指導力向上推進室長	
人権教育推進室次長	
世界遺産推進室次長	
担当課長	四 種

を

課 長	二 種
人権教育推進室次長	
世界遺産推進室次長	四 種
担当課長	
教員確保・指導力向上推進室次長	
日本スカウトジャンボリー開催支援室次長	

に改め、同部教育センターの項中「教育センター」

を「教員総合研修センター」に改め、同表備考第五項中「教育センター所長」を「教員総合研修センター所長」に改め、同表備考第六項第三号中「及び義務教育学校の前期課程」を削り、同項第四号中「の後期課程」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一及び別表第十の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。